お知らせ

金融円滑化法の期限到来後の対応について
〜住宅ローン返済負担軽減相談の継続実施〜

中小企業金融円滑化法は、融資を受けられた方の返済条件の変更等に対応することを基本方針とする法律でありますが、平成25年3月末をもって期限を迎えます。

当組合では、これまで法律の制定主旨に基づき、住宅ローンの返済について、

- 〇 元本の返済猶予
- 返済期限の延長
- 利息の支払い猶予

等、返済の負担軽減のご相談に応じて参りました。今後、法律はなくなりましても、これまでと同様の対応 を致します。

なお更なる支援策として、現在、変動金利住宅ローンをご利用されている方を対象に、教育、医療・介護及び自動車ローンをご利用の際は、ご負担の軽減を支援するため、金利の優遇策もとっております。お気軽にご相談をいただきたいと思います。

平成 25 年 3 月 1 日

兵庫県警察信用組合 理事長 松本健二